

「私法分野における法教育の展開」についての提言

2008年(平成20年)7月18日

日本弁護士連合会

法務省法教育推進協議会(以下「本協議会」と言う。)は、2年間の協議の経過を踏まえて2007年5月17日に「法教育推進協議会の協議の状況について」と題する取りまとめをした。この取りまとめでは、今後重点的に検討すべき法教育の分野の一つとして私法分野における法教育が挙げられた。具体的な方向性として、第1に法教育研究会が研究を進め結実させた教材である「私法と消費者保護」の取組みを深化させ、私法の基本原理に遡って考えさせる等より広い視野から契約に関する法教育についての検討の必要性を指摘するとともに、第2に契約法に加えて、物権法、不法行為法や企業(法人)法に関する法教育のあり方を検討することが考えられるとしている。

また、今般改訂された中学校社会科の新学習指導要領には、「個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。」と契約の重要性について初めて言及され、学校教育においても本格的に私法の基本原則が取り扱われることとなった。

しかし、学校教育の現場において、必ずしも私法の基本原則に関する理解が十分なされているとは考えられず、また本協議会においても法教育の展開を検討する上で、私法分野における骨格を明らかにすることが求められている。

そこで、当連合会は、弁護士の観点から法教育において取り扱うべき私法分野について、法教育を展開する上で理解しておくべき基本原則や契約等の基礎的な概念について骨格となるたたき台を示すべく、本提言をするものである。

第1 私法分野を子どもたちに教える重要性

国家や公共団体と国民の関係を規律する法を公法といい、憲法や刑法、行政法等が代表的な法である。一方、私人間の生活上の法律関係を規律する法を私法といい、民法、商法等が代表的な法である。

ところが、学校教育の現場では、これまで法を学ぶ機会があっても憲法や公法の授業が中心であり、私法について学ぶ機会はほとんどなかったと思われる。

我々は、社会の中で、常に他人との間で権利や義務などの関係を構築しながら生活している。これに伴う紛争は日常茶飯であるし、契約など紛争に至らない法律関係となると誰もが毎日のように体験している。このように、私法は日常体験する極めて身近な存在である。

また、私法関係は原則的に対等当事者の関係である。すでに存在するルールを前提に一方的な遵守を求めるものではなく、自由で平等な個々人が合理的判断に基づいて約束を取り交わして主体的に法律関係を築いていくことを理念

としている（私的自治の原則）。このような考え方を学ぶことは、児童・生徒が学校や社会で共同生活していくための能力や態度を養う法教育の理念にも添うものである。

もっとも、これまで私法について教えられることがなかったわけではない。しかし、もっぱら契約について、消費者問題や経済の授業で取り扱われていたにすぎなかった。この消費者問題は私法の例外的な一取扱分野にすぎず、これを一般的な法規範として教えるのは不十分な理解を生み出すおそれがある。また、経済活動における契約は、財貨やサービスの生産や分配方法としての側面に着目するものであり、権利や義務に着目する法律の視点とは異なっている。

このように、今後法教育を私法分野に展開して実施することには極めて大きな意義があり、その場合も私法の基本的な法的概念の理解を踏まえることが不可欠である。学習指導要領においても、私法の考え方を十分反映させることが望ましい。

私的自治や契約については、すでに法務省法教育研究会『はじめての法教育』が授業案を提案している（「私法と消費者保護」）。しかし、所有権絶対の原則などこれ以外の私法原則についても教材開発を検討すべき時期に来ている。

以下に、私法の重要な分野について、基本原則を概観したあと、契約に基づく法律関係と契約に基づかない法律関係に分けて、順に法教育実施の可能性・必要性について検討する。

（なお、現在は、私法領域に対する国家の介入が広く要請されており、公法と私法の区別は相対化しているところであるが、本提案書では視点がわかりやすいよう敢えて公法・私法という用語を用いた。また、近時、私法領域についての理論的再構築が議論されているところであるが、本提言は、現時点での共通認識が得られる伝統的な考え方に基づくこととした。）

第2 私法の基本原則をめぐる学習

1 私法の基本原則についての学習

数学や理科など他の教科においても、まず法則や定理を学び、これを事例に適用する中で、全体の理解を深めていく授業が実践されている。

この点は法教育も同様であって、実際の事例にあてはめながら、上位概念（原則）を学び、さらに下位概念（例外・修正）を押さえることによって、より深く体系的に理解することが期待できる。また、教師の方も指導しやすい。

私法についても、以下説明するような基本原則を学び、実際の適用にあたっての弊害事例を取り上げ、これを修正する場面を学習することで、体系に即した深い理解が期待できる。

また、私法の基本原則の展開は、近代社会の政治経済の歴史とほぼ一致している。封建制身分社会の崩壊、産業革命、近代資本主義社会の発展などは、政治・経済や日本史、世界史など他の社会系科目と連動しており、相乗的な理解を深める機会になる。

2 私法の基本原則とその例外

私法の基本原則は、近代法の自由・平等概念を出発点として、一般に、所有権絶対の原則、私的自治の原則、過失責任の原則の三つが挙げられている。

これらは、所有権絶対原則を上位概念と見る見解、私的自治の原則を上位概念と見る見解、過失責任の原則を加えない見解など学説ごとに違いも見られるが、今回は以下のとおり整理して提案する。

(1) 自由で平等な市民

近代市民社会は、身分制封建制社会が否定され、資本主義経済が発展していく過程で、自由で平等な市民という人間像を確立していった。私法が規律する取引ルールも、自由で平等な市民間の取引であることを前提としている。

これは、すべての人が国籍・階級・職業・年齢・性別によって差別されることなく、等しく権利義務の主体となる資格（権利能力）を有し（権利能力平等の原則）、共通の民法が適用される（平等適用の原則）ことを意味しており、日本国憲法も「法の下の平等」（14条）を宣言している。なお、憲法規範の私人間への適用については諸説あるので、別途留意する必要がある。

近代法の自由と平等の概念は、以下に述べる基本原則の最も根底にある指導的な精神といえる。

しかし、憲法も合理的な区別は認めており、取引においても人間の多様性や個性に着目したきめ細かいルールが必要となっている。

たとえば、個人が権利を取得し義務を負担するためには、その者が一定の認識能力（意思能力）があることが必要であるとされる。

更に、民法は、判断能力（意思能力）が十分でない者の取引について制限行為能力制度を採用し、未成年者や高齢者、障害者の権利保護を図っている。

このように、行為能力は未成年取消、意思能力は取引の無効や成年後見制度と関連しており、消費者問題や高齢者問題の授業に展開・連携させることが可能である。

(2) 所有権絶対の原則（財産権不可侵の原則）

所有権は、誰から何の拘束も受けずに物を全面的に支配できる権利であり、私法の最も基礎にある概念である。他人はもとより国家権力といえども侵害すべきでない。

身分制封建社会では、身分関係がそのまま土地の支配に結合しており、自由な所有権という観念はなかった。近代資本制社会は、このような身分関係を否定すること、すなわち全面的な所有権を承認すること（私有財産制）から出発している。

日本国憲法も私有財産の不可侵を定め（29条1項）、民法206条も近代的所有権を承認している。

ところで、所有権絶対原則の理論的基盤となったのはロックの自然法論であるが、ここでは、人が生まれながらに持っている生命、身体の権利と、生命・身体による労働生産物（これらをプロパティを総称）の絶対不可侵が唱えられている。

このように、所有権絶対の原則は、もとは財産支配にとどまらない、人が生まれながらに有する個人の人格の尊厳に由来する概念であったことに留意する必要がある。

しかし、資本主義社会の高度の発展は、貧富の差を生み出し、社会に弊害が生じるようになった。この反省から、所有権といえどもそれに内在する社会性によって制約されると考えられるようになった。

憲法は、財産権の内容は公共の福祉による制限を受けると定め（29条2項）、民法も、私権の行使には限界があること（1条）、所有権も「法令の制限」を受けることを定めている（206条）。

現在は、利用権保護のための借地借家法、公権力の所有権取得のための土地収用法、環境保護のための大気汚染防止法、保安のため建築基準法、消防法などさまざまな制限が所有権に対し設けられている。

（3）契約自由の原則

個人の自由な意思決定によって私人間の法律関係を形成することができるという考え方を私的自治の原則という。私的自治には、身分行為や団体行為等も含むが、法律関係形成の主な手段は契約であるため、一般には契約自由の原則とほぼ同義に用いられている。

この考え方は、人はみな等しく合理的な判断力を持っていることを前提にしており、これらの人間を自由に放任しておけば、社会は調和あるものになるとえたのである。

契約自由の原則からは、契約内容を決定する自由のほか、契約すること・契約しないことの自由、契約の相手方を選択する自由が導かれる。

また、契約自由の原則は、個人の自由な活動を保障するものであるが、反面、自由な活動の結果自分が被った損害・損失は自分自身で負担しなければならない（自己責任の原則）ことになる。

これにより、産業経済は著しく発展し、資本主義社会は大きな進展を遂げることになった。しかし、資産、能力、情報、経験等の格差を放置したままでは実質的に平等な契約を望むことはできず、貧富の差の拡大によって生存が脅かされる事態になった。

このため、国家が契約自由の原則に積極的に干渉するようになり、当事者間の実質的な平等が図られることになった。

労働者法制、消費者法制、借地借家法などがその一例である。

（4）過失責任の原則

私的自治の原則は、個人の自由な活動を保障するものであるが、自由な活動の結果、他人に損害を与えた場合はその賠償をしなければならない。

このため、私的自治を裏側から支える制度として、過失（故意を含む）がなければ損害賠償責任を負わされることがないという原則が導かれる。個人の自由な意思を理想とした近代社会では、行為者の意思を媒介することなしにその者に責任を負わせることはできないと考えたためである。

自分に落ち度がなければ責任を問われることになるため、人々は自由に活動することができ、このため企業経済は大きく発展することとなった。

資本主義の発展に伴い、危険を内包する事業で他人に損害を与えること、他方で多大な利益を上げる企業が数多く出現した。このため、被害者保護や公平な負担のために無過失責任論が台頭した。

現在では、民法の使用者責任や土地工作物責任、自動車損害賠償保障法、製造物責任法等において、立法や判例により過失の程度を緩和したり立証責任を転換するなどして、過失責任原則が修正されている。

（5）また、根本的には、私権といえども公共性があるというのが近代法の考え方であり（民法1条1項）、前述の所有権絶対の制限理論にとどまるものではない。すなわち、信義誠実の原則（民法1条2項）は、近代社会に置ける私的取引関係においては、相互に相手方の信頼を裏切らないよう誠実に行動する義務を負うものとし、権利濫用理論（民法1条3項）は、権利といえども正当な範囲を逸脱する行使は許されないとするものである。これらは、私権の重要な原理であり、適当な事例があれば授業の対象にすることができる。

更に、現代の私法分野においては、公正や信用もしくは信頼・平等などのより根本的な理念を前提として基本原則を再構成することも今後の検討課題である。

第3 契約に基づく法律関係

1 はじめに

コンビニでおにぎりを買う、電車に乗って学校へ行く、アルバイトでバイト代を稼ぐなど、これらの日常生活で何気なく行っている私たちの活動は、コンビニ店員と客との合意、鉄道会社と客との合意、アルバイト従業員と雇主の合意など、いずれも当事者間の合意に基づくものである。

法は、当事者同士の法的拘束力を伴う合意を「契約」といい、私たちは契約に関わることなく社会生活を営むことはできない。それゆえ、契約について基本的な知識を学ぶことが重要であることは言うまでもない。このような観点から、従前より消費者問題等が授業で取り上げられてきたことは周知のとおりである。

しかしながら、法教育で「契約」を取り上げる理由は、単に契約が身近な問題であることだけではない。次に述べるとおり法教育の理念である自由で公正な社会の実現を目指すため、契約に基づく法律関係の授業はきわめて重要なのである。

そこで、まず、契約に基づく法律関係を法教育がどのように取り上げていくべきかを検討していく。なお、法律関係は、体系上、契約に基づく法律関係と契約に基づかない法律関係に大別されるので、本意見書も2つに分けたうえで検討することにした。

2 契約に関する私法の基本原則と法教育との関係

契約に関する私法の基本的な考え方は、自由及び公正という法教育の理念の前提を与えるものであるとともに、個人の尊厳に連なるものである。

(1) 自由で平等な市民

契約では、全ての自然人は、国籍・階級・職業・年齢・性別等によって差別されることなく、等しく権利義務の主体になる資格を有するという、権利能力平等の原則を前提としている。

みなが等しく自由で対等な立場に立つ契約の前提是、個人の尊厳を基本に自由で公正な社会を実現しようとする法教育の理念と合致するものである。

(2) 契約自由の原則

前述のとおり、私的自治の原則から、自律した個々人が自由にその内容を取り決めて合意を形成するという契約自由の原則が導かれる。

このような私的自治の理念を教えることは、自律した市民が社会の担い手となってはじめて実現されうる自由で公正な社会に向けて極めて有益である。たとえば、他者との関係を自由に形成して遵守していく契約自由の原則は、法が多様な人々が共生するための相互尊重のルールであることを、二当事者間という最小単位で理解する機会となるものであり、集団での決まりを作るルール作りの授業や話し合いによる紛争解決を一つのテーマとする司法の授業に連なる要素を内包している。

(3) 基本原則の修正

これらの私的自治の原則や権利能力平等の原則は、市民革命時に確立された古典的な指導原理である。

しかしながら現実の社会は、契約当事者がそれぞれ有している情報の質量や交渉力の格差が歴然と存在することも事実であり、必ずしも自由に対等な関係で合意形成ができるとは限らない。そこで、法は、契約自由の原則を修正したり、権利能力平等原則を修正して現実社会に対応している。このような法の姿勢は、自由で公正な社会を実質的に実現しようとするものであり、法教育の授業では基本原則を修正する法律に触れながら、このような法の趣旨を伝えていくことができるであろう。

第4 契約に基づかない法律関係

1 はじめに

他人のものを壊したり、交通事故で怪我を負わせたりなど、私たちは、社会生活を営む中で、生命・身体・財産に危害を加えたり加えられたりすることがある。

これらは、いずれも契約に基づくものではないが、その場合でも、被害者の加害者に対する損害の賠償請求を認めて加害者がその損害を負担する結論にならなければ、被害者の救済は図られず、したがって法が目指す公正は実現されない。

そこで、法教育においても、権利救済や公正の観点から、契約に基づかない法律関係を取り上げていくべきであり、その中心となるのは不法行為であろう。

2 不法行為と法教育との関係

(1) 不法行為制度と目的

故意または過失により、人の物を壊したり怪我をさせたりするなど他人に損害を与えた場合、加害者は被害者に損害を賠償する義務を負う。民法では709条以下に要件や効果などが定められている。

不法行為制度の目的は、被害者の権利救済のために損害を填補することにあり、損害の填補に際しては加害者と被害者との損害の公平な分担が議論される。

この「損害」の前提となる生命・身体・財産などの被侵害利益は、個人の尊厳から導き出されている。

このように、不法行為に基づく損害賠償の問題は、いったん生じた損害を填補することによって被害者の権利救済ひいては法の目的である公正を回復する作業であるから、具体的な事例に即しながら、子どもたちが公正の具体的な内容を考えたり、個人の尊厳を具体的に感じたりする機会となりうるものである。

(2) 過失責任の原則

他人に損害を与えた場合でも過失がなければ責任を負わないとする過失責任の原則は、私的自治を裏側から支える側面といえる。

過失責任の原則の意義を具体的に理解させることを通じて、責任の具体的な意味を考えさせることができるであろう。

第5 家族法

家族法は、親族法と相続法を合わせた法領域であり、民法は、婚姻や離婚、親子関係、後見や扶養、相続、遺言などを定めている。

近代家族法の根本原理は「個人の尊厳と両性の本質的平等」であり、家族関係も個人を中心に規律している。日本国憲法制定と合わせて、戦前の家制度や家督相続が克服された経緯については、憲法や歴史の授業と合わせて教育する機会があれば望ましい。

しかしながら、家族法は、共同社会である家族の実態に即し、主として財産法を念頭において規定した民法総則の規定を当然には適用していない。

たとえば、家族法では財産法の法律行為とは別の「身分行為」という概念が提唱され、一般となっている。また、夫婦間の財産関係や相続法は財産法的性格が強いものの、後見や保佐、補助、扶養等は、財産法を補完する私的保護法

的な性格を有するなど、一括りできない複合的な性格を有している。

このため、法教育で家族法を扱う場合も、このような基本的性格を整理しないまま取り上げることは、結局は親等や相続割合の知識を伝授するだけの教育になってしまうおそれがある。

とはいえる、私たちは家族法に関する問題に日常から接しており、私法における家族法の重要性は高いことから、子どもたちが家族法を深く理解する機会を設けることは大変有用なことである。

したがって、家族法についても、上記の性格を理解した上で、基本的原則に則した適切な授業案を準備・検討していく必要がある。

その場合は、授業を受ける子どもたちはさまざまな境遇に置かれており、子どもたちの情緒的な側面にも十分考慮すべきことからすると、具体的に授業を実施する際には相当の配慮が必要になると考えられる。

第6 私法分野に関する授業の実施例

1 発達段階に応じた展開

以上を踏まえ、小学校から高等学校にかけて、発達段階に応じた授業の例について提案したい。

2 小学校段階

前述のとおり、契約は、当事者間の意思の合致であるから、これに近い日常用語は「約束」といえる。

契約と約束の違いは、法的な拘束力の有無という効果及びその効果をもたらすだけの要件（意思表示の内容）を具備しているかという点にあり、あえて分類すれば、前者は社会科、後者は道徳の領域といえよう。

このように、法的強制力を伴う契約と道義的レベルに留まる約束は厳密には峻別されるべきではあるが、両者ともにある事実について合意した点では同一であるし、「約束は守られなければならない」という意識は契約を履行することの前提となるものである。

そこで、小学校段階では、売買契約の典型的な事例を題材にしつつも、法を意識されることなく、「約束をする」「約束を守る」といった観点から授業を展開していくことが有用であると思われる。

3 中学校段階

中学校については、契約に基づく法律関係を初めて本格的に扱った法教育の教材として、『はじめての法教育』（法教育研究会著）に収録された、「私法と消費者保護」の教材がある。そこで、同教材の作成の経緯について概観し、その教材の内容等を検討する。

（1）本教材作成の経緯

法教育研究会は、平成15年9月から同16年10月までの間、合計16回の審議を行い、同16年11月4日、法務大臣に報告書を提出した。本教材は、同報告書に収録されたものであり、研究会での審議内容を踏ま

えて、中学校教員と法律実務家が共同して作成したものである。

研究会において、私法分野に関して最初に言及されたのは、第3回（平成15年10月29日開催）の会議であった。

第3回研究会では、文部科学省から、学校教育で行なわれている法教育についての報告があり、その中で、労働法制や消費者法制に関する教科書の記述が紹介された。これに対し、委員から、私的自治や契約の基本的な考え方について教えるべきではないか、特別法が紹介されながら基本となる民法が取り上げられていないのはアンバランスさを感じるなどの意見が出された。

法教育研究会は、平成15年12月16日、それまでの審議の内容をまとめた「論点整理」を発表し、法教育の狙いとして考えられる事項として、「法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識をもって行動し、法を主体的に利用できる力を養うこと」を、法教育の内容として考えられる事項として、「私法分野について、日常生活に身近な問題を題材にするなどの工夫をして、その基本的な考え方について理解させる」をそれぞれ挙げた。

そして、第7回研究会（平成16年1月19日開催）では、この論点整理に基づいて法教育に関する基本的な考え方についての意見交換がなされ、私法分野のキーワードが私的自治や契約であるとの意見が複数の委員から出された。

法教育研究会は、平成16年4月、教材作成部会を設置し、具体的な教材の作成に着手した。

私法分野については、当然に、上記研究会での議論をもとに、契約の基本的な形態を扱った教材を作成することになった。また、「法を主体的に利用できる力を養う」（論点整理）ために、生徒が主体的に関与する授業形態が検討され、最終的に本教材が完成した。

（2）同教材の内容と評価

『はじめての法教育』に収録された私法と消費者の教材は、生徒同士で架空の売買契約を締結させるやり取りを通じて、契約の基本的な考え方（契約自由の原則と契約の成立要件）を理解させるとともに、契約時に想定しなかったハプニングが起きた場合を設定して契約解消の是非を問うことによって、当事者間の衡平を考えさせるものである（以上、第1、第2时限）。

また、第3时限では消費者保護法制について検討されることによって、法の目的である実質的な公平について理解を深めさせるものである。

現行学習指導要領では、「身近な消費者生活を中心に経済活動の意義を理解させる」（大項目（2）中項目ア）、「消費者保護について理解させる」（大項目（2）中項目イ）との記述があるのみで、契約の基本原則についての記述は全くない。それゆえ従前、契約を取り扱った教材は、そ

のほとんどが消費者保護に関するものであった。

これに対し、本教材は、契約の基本原理（契約自由の原則、意思の合致による契約成立）を正面から取り上げたものである。また、実際の授業では、生徒たちが日常の生活で出会う法律関係（例えばコンビニでおにぎりを買うこと）を交えながら展開することが予定されていること、売買契約書を生徒自身が作成するという主体的な作業を基礎に授業が展開されることなどの特徴を有する。

これらの特徴を有する本教材は、生徒が私法の基本的な考え方を理解した上で、法を身近に感じるとともに主体的に利用できる力を養うものとして、これまでにない授業プランを提案するものであり、画期的な教材と評価してよいであろう。

（3）本教材の課題

一方、本教材には、次のような課題を指摘できるであろう。

第1に、前述のとおり、本教材は、生徒間で締結した契約を中心に授業を展開するところ、実践した教員からは「難しい」との感想がよく聞かれる。この主な原因は、ハッピングカードを使った契約解消の是非を判断するに際し、民法の意思表示理論が考え方の根底に横たわっているからである。

法教育の授業において、生徒及び教員が民法の意思表示理論を理解する必要はないし、授業の目的ともしていない。しかしながら、教える側としては、一定の理解を持ち合わせた上で授業を展開しようすることは当然であるから、教員にどのレベルまでの理解を求めるのかをもう少しきめ細かく検証して伝える必要があると思われる。

第2に、授業を通じて、前述の法教育の狙いに繋がる私的自治の原則・契約自由の原則や権利平等原則などの私法の基本理念を分かりやすく理解させる意識をもって指導することを強調した方が良いであろう。

第3に、消費者を保護の客体ではなく権利の主体として捉えた上で、実質的公正を理解させることを強調する必要があろう。

第4に、前述のとおり、法的拘束力・強制力を伴う契約と道義的責任を負うに留まる約束とは厳密には峻別されるべきであるから、中学校段階では両者の違いについても配慮すべきであろう。

そして本教材では、契約を解消できるか否かの観点で授業を展開しているところ、このような観点からは、最終的には、司法分野の教材との有機的な結合も検討することが必要であろう。

4 高等学校段階

高等学校段階においても、前述の『はじめての法教育』の教材をベースに、消費者法制だけではなく、労働法制や借地借家法などの分野で法が原則を修正していることの意味を考えさせ、原則（理念）と例外（修正）という法的な考え方を体得させるとともに、法が現実の社会に応じた様々な施策を講じている

ことを通じて,法の目的である自由や公正を実質化しようとしていることを理解させる授業が考えられる。

また,当事者間での自由な合意という契約の基本的な考え方を,複数当事者における自由な合意という観点から社団設立の場面を設定し,その場合のルール(定款)の必要性と重要性について学ばせる授業も考えられる。

さらには,これまで見てきた法の理念は近代市民革命によって誕生し,20世紀に入って実質的公正の観点から修正された歴史的な経過を経てきたことから,契約自由の原則や法が予定する自由で平等な人間像等を歴史の授業で考えさせる授業もありえよう。

たとえば次のような授業案が考えられる。

(1) 労働法

(導入)労働契約も契約であること,このため,使用者と労働者が自由に内容を決めることができること。本人たちが決めた以上は,契約の内容を守る必要があること。これにより,産業革命以後,爆発的に産業や経済が発達したこと。

(展開)しかし,使用者の立場が強いために,実際には契約自由とは名ばかりで,労働者の大多数は,貧困と失業の危機にさらされて,低賃金長時間の労働を強いられることになったこと。このため,労働者の生活環境はひどく悪化したこと。

労働者は,労働組合を結成し,ストライキなどの手段で使用者に改善を求めるようになったこと。このような歴史を経て,19世紀後半以降,各国は,労働者の生活を守るために法制度を作り,契約自由の原則に歯止めをかけるようになったこと。

(まとめ)存在する法律の代表例は,最低賃金法・労働基準法・労働組合法・雇用機会均等法・労働契約法・パート労働法など。それらの法律により,最低賃金や労働時間の規制や性別による不当差別の禁止などが具体化されている。

(2) 借地借家

(導入)土地や建物を借りるのも契約の一つであり,貸主と借主が自由に決めることができること。また,貸主の所有権は不可侵の権利と考えられていたこと。

(展開)しかし,所有者の立場が強調され,家賃・地代,期間,明渡等について貸主の意向がとおり,その反面借主の居住が著しく不安定になったこと。

このため,各国で借主の権利を保護し,貸主の権利を制限する法制度ができたこと。

(まとめ)現在の借地借家法制について(賃借期間,明渡,敷金等)。

5 不法行為の授業例

(1) 『はじめての法教育』の例

『はじめての法教育』（法教育研究会著）に収録された「司法」の第2時限目では、交通事故の民事裁判を取り上げて、損害の具体的な算定等を行なわせている。

この教材は、司法分野の教材として作成されているが、取り上げた題材及び生徒が行なう作業内容は、契約に基づかない法律関係の教材例としても参考になると思われる。

しかしながら、『はじめての法教育』の教材は、紛争解決手続きを中心には作成されているため、前述の権利救済や公平・責任といった契約に基づかない法律関係の授業で学ぶべき基本概念に留意した形での授業展開にはなっていない。

そこで、同教材を、私法と法教育との関連についての視点を盛り込んだ教材に改良することによって、私法分野と司法分野をつなぐ教材になりうるであろう。

（2）その他の授業の展開例

不法行為では、過失責任の原則という根本原則を採用しているが、過失責任主義が一人歩きし、危険物を生み出して多数の人の健康を害しても何らの法的責任を負わないなど、社会的経済的弱者の救済が遠のいてしまう事態が生まれてしまった。

そのため、危険物を管理する者は故意過失を問わず損害を被った者に対して絶対的な責任を負うべきとする危険責任主義や、他人の行動によって利益を得たものは反面結果責任を負うことがむしろ公平に合致するという報償責任主義を理由に、不法行為の場面でも一部無過失責任が採用されている。

以上の観点を契約に基づく法律関係で述べたように、原則（理念）と例外（修正）の形で授業展開することを通じて、責任と公正を具体的に考えることができるであろう。

以上